

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年8月27日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人日本ホルモンステーション

(2) 代表者の氏名

中尾 一和

(3) 主たる事務所の所在地

京都市左京区下鴨森本町15番地 財団法人生産開発科学研究所内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、内分泌代謝疾患の患者、家族に対する支援、更に不特定多数の市民に対する啓蒙または助言を行うとともに、内分泌代謝疾患に関する調査研究と国際交流の事業、並びに次世代人材の育成に対する支援活動を推進し、内分泌代謝疾患に関する事業を行うことにより、公益の増進に寄与する事を目的とする。

2 申請年月日

平成26年8月6日

(文化市民局地域自治推進室)